

**監査業務における担当者の関与先との長期関与に係る
倫理規程の改訂案についての限定的な再公開草案**

(原題 : *Limited Re-exposure of Proposed Changes to the Code Addressing the Long Association of Personnel with an Audit Client*)

【公表日 : 2016 年 2 月 4 日 / コメント期限 : 2016 年 5 月 9 日】

前回公開草案 (2014 年 8 月公表) に寄せられたコメントを踏まえ、IESBA は、改訂案の多くの事項について結論を出しており、今回の再公開草案では、新たな規定又は修正提案を公表する必要があると判断した、以下の事項に限定してコメントを求めている。

- ・ 社会的影響度の高い事業体 (PIE) の監査における品質管理審査担当者 (EQCR) のクーリング・オフの年数
- ・ 管轄地域が長期関与に対処するための法規制に基づく異なるセーフガードを有している場合の取扱い
- ・ 7年間の関与期間の一部について、業務執行責任者 (EP) 又は EQCR のどちらか一方、又はその両方として関与していた場合の取扱い

1. 改正概要

(1) PIEの監査におけるEQCRのクーリング・オフの年数 (290.150A及び290.150B参照)

クーリング・オフ期間	上場 PIE	非上場 PIE
EP	5 年	5 年
EQCR (再公開草案対象)	2 年 (公開草案) ⇒ 5 年 (再公開草案)	2 年 (公開草案) ⇒ 3 年 (再公開草案)
その他の KAP	2 年	2 年

(注) 上記の表中のいずれの担当者 (EP、EQCR 及びその他の KAP) の関与期間も 7 年。KAP は「監査業務の主要な担当社員等」である。

検討過程において、CAG (諮問アドバイザーグループ) や PIOB (公益監視委員会) から、EQCR の役割の重要性 (意見表明に当たり、業務チームが行った重要な判断及び到達した結論を評価する責任を有している) 及び EQCR の監査業務における馴れ合いに対して“新鮮な視点”を確保する必要性などについてコメントがあったことを踏まえ、上表のとおり公開草案の見直しが行われた。

(2) 管轄地域が長期関与に対処するための法規制に基づく異なるセーフガードを有している場合の取扱い (290.150D参照)

独立した基準設定主体、規制当局、立法府が、監査関与先への長期関与から生じる独立性に対する馴れ合い及び自己利益に係る阻害要因を評価し、倫理規程で定めるセ

ーフガード以外のセーフガードが当該阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するのに適切であると決定する場合があることを踏まえ、例外的な取扱いを提案している。

具体的には、各管轄地域において、独立した基準設定主体、規制当局又は立法府が以下のいずれかの制度を導入している場合に限り、クーリング・オフ期間を3年まで短くすることが許容される。

- a. EP 又は EQCR に対する関与期間が7年より短い場合
- b. 強制ファームローテーション又は強制入札が少なくとも10年に一度実施される場合

※ いずれの場合も、独立した規制当局による検査制度があることが前提となる。

(3) 7年間の関与期間の一部について、EP又はEQCRのどちらか一方、又はその両方として関与していた場合の取扱い(290.150A及び290.150B参照)

公開草案では7年のうち1年でもEPとして関与した場合は、5年のクーリング・オフが要求されていた。しかし、本提案に対する反対意見が多数であったため、IESBAは再検討を行い、以下の取扱いを提案している。

EP 又は EQCR (7年の関与期間中においてEPとして関与した年とEQCRとして関与した年の両方があるケースも含む。)として、7年の関与期間のうち、以下の①又は②の期間従事した者は、上記(1)の表にあるEP又はEQCRのクーリング・オフ期間を設けなければならない。

- ① 4年以上
- ② 最後の3年のうち少なくとも2年

なお、EPとEQCRの両方の役割で従事した場合におけるクーリング・オフ期間の年数の判断については、付録「IESBA スタッフ Q&A」のQ6を参照。

2. 適用

前回の公開草案では「2017年12月15日以後開始する事業年度の財務諸表の監査から適用」とされていたが、本再公開草案に係る最終規定は倫理規程の新構成及び起草方針によって再起草されることとなっているため、適用時期は現在未定である。

当該最終規定が再起草された後、適用日に関するフィードバックを求め、改めて検討する予定である。

3. その他

今回の長期関与に係る改正規定について理解の一助とするため、参考として新たに付録「IESBA スタッフ Q&A」を設けている。当該付録は、総論のほか、様々なケースでのクーリング・オフの適用、経過措置の適用方法及び四半期レビューにおける取扱いなどを示しており、18のQAで構成されている。

以 上